

宮城県犯罪被害者等支援連絡協議会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、宮城県犯罪被害者等支援条例（令和5年宮城県条例第44号）第24条の規定に基づき、宮城県犯罪被害者等支援連絡協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(構成)

第2条 協議会の構成は、別表のとおりとする。

2 協議会の目的に賛同する関係行政機関、民間団体、事業者、学識経験者等は、協議会の承認により本会に加入することができる。

(会長及び副会長)

第3条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は宮城県知事、副会長は宮城県環境生活部長、宮城県警察本部長及び仙台市市民局長とする。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長があらかじめ指定した順位により、その職務を代行する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集する。

2 会長は会議を主宰し、議長となる。ただし、議長に事故あるときは、議長が指定した者をもって充てる。

3 会長は、必要があると認めるときは、専門的な知識を有する個人又は団体に対し、協議会への出席を求めることができる。

(会議録の作成)

第5条 協議会は、次の事項を記載した会議録を作成するものとする。

- (1) 開催日時及び場所
- (2) 出席者の氏名
- (3) 会議に付議した事案の件名
- (4) 議事の概要
- (5) その他必要な事項

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、環境生活部共同参画社会推進課において処理する。

(雑則)

第7条 この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要領は、令和6年5月23日から施行する。

宮城県犯罪被害者等支援連絡協議会構成機関・団体等

国	1	宮城刑務所	仙台市	34	市民局市民活躍推進部男女共同参画課
	2	東北少年院		35	市民局生活安全安心部市民生活課
	3	青葉女子学園		36	市民局生活安全安心部消費生活センター
	4	仙台地方検察庁		37	健康福祉局地域福祉部保護自立支援課
	5	法務省東北矯正管区		38	健康福祉局障害福祉部 精神保健福祉総合センター
	6	法務省仙台北法務局人権擁護部		39	こども若者局こども家庭部 こども家庭保健課
	7	法務省東北地方更生保護委員会		40	こども若者局こども若者支援部 こども若者相談支援センター
	8	法務省仙台保護観察所		41	こども若者局児童相談所
	9	厚生労働省宮城労働局		(10)	42 文化観光局交流企画課
	10	国土交通省東北運輸局			43 教育局学校教育支援部教育相談課
	(12)	11 第二管区海上保安本部	団体	44	公益社団法人 宮城県医師会
	12	宮城海上保安部		45	公益社団法人 宮城県精神保健福祉協会
宮	13	総務部私学・公益法人課		46	公益財団法人 宮城県暴力団追放推進センター
	14	企画部地域交通政策課		47	公益社団法人 みやぎ被害者支援センター
	15	環境生活部共同参画社会推進課		48	社会福祉法人 宮城県社会福祉協議会
	16	環境生活部消費生活・文化課 消費生活センター		49	社会福祉法人 仙台市社会福祉協議会
	17	保健福祉部社会福祉課		50	社会福祉法人 仙台いのちの電話
	18	保健福祉部長寿社会政策課		51	独立行政法人 自動車事故対策機構仙台主管支所
	19	保健福祉部子ども・家庭支援課		52	東北大学病院精神科
	20	保健福祉部障害福祉課		53	宮城県警察医会
	21	保健福祉部精神保健推進室		54	宮城県医療ソーシャルワーカー協会
	22	中央児童相談所		55	仙台弁護士会
	23	北部児童相談所	等	56	日本司法支援センター宮城地方事務所
	24	東部児童相談所		57	宮城県公認心理師・臨床心理士協会
県	25	女性相談支援センター		(16)	58 宮城県市長会
	26	精神保健福祉センター			59 宮城県町村会
	27	経済商工観光部雇用対策課	事業者	60	公益社団法人 宮城県宅地建物取引業協会
	28	経済商工観光部国際政策課		(2)	61 宮城県葬祭業協同組合
	29	土木部住宅課	警察本部	62	警務部警務課
	30	教育庁義務教育課		63	生活安全部生活安全企画課
	31	教育庁高校教育課		64	生活安全部県民安全対策課
	(21)	32 教育庁特別支援教育課		65	生活安全部少年課
	33	労働委員会事務局審査調整課		66	刑事部捜査第一課
				67	刑事部捜査第三課
				(8)	68 刑事部組織犯罪対策局 組織犯罪対策第一課
					69 交通部交通指導課
合計		69機関・団体			